

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成25年9月6日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市 京都市長 門川 大作 電話 075 - 222 - 3111					
主たる業種	市町村機関				細分類番号	9 8 2 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成20～22年度平均を基準に、平成23～25年度の温室効果ガス排出量を平均3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	温室効果ガス排出量の削減に向けた庁内率先実行計画を効果的・効率的に推進するために平成17年4月に設置した市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部(市長部局所管)」による指導のもと、京都市役所本庁舎、区役所・支所等のオフィス系関連庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム「KYOMS」等により、実践的・効率的な運用方法で、環境に配慮した取組を推進していく。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	225,948.2 トン	223,302.6 トン	216,247.6 トン		-2.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	235,090.6 トン	223,302.6 トン	216,247.6 トン		-6.5 パーセント	
	実績に対する自己評価	電気及び都市ガスの使用に伴う温室効果ガス排出量が計画量を達成したこと等により下回った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場、事業所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積[m ²]×1/100)	10.95	10.82	10.53		-2.51 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価		目標値である10.93以下を達成できた。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		29.0 パーセント	51.0 パーセント	51.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	照明のLED化(交響楽団練習場) 空調機器の更新(上京保険センター) 火葬炉制御システムの更新(中央斎場)					
	(24)年度	照明のLED化(本庁舎ほか) 空調機器の整備改修(国際交流会館、交響楽団練習場) 高効率給湯器、ヒートポンプ型空調設備の導入(動物園) コージェネレーションの導入(大原野の社)					
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	京都市職員が率先して自動車から公共交通機関や自転車、徒歩による通勤への転換を図るため、エコ通勤の取組を実施。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	職員ひとりひとりにエコ通勤の意識付けができています。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内の小学生を対象とした環境教育を通じて、各家庭で子どもの視点からライフスタイルを見直し、次世代の省エネを推進する人材を育成するとともに、京エコロジーセンターを拠点とした普及啓発活動を引き続き実施。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。